

議会運営委員会記録

1. 期日 令和5年8月22日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時24分
2. 場所 第一委員会室
3. 議題
令和5年第3回二宮町議会定例会の運営について
4. 出席者 野地委員長、大沼副委員長、小林委員、一石委員、小笠原委員、松崎委員、古谷委員、善波議長
事務局 黒石事務局長、石原庶務課長
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
傍聴議員 4名
一般傍聴者 0名
5. 経過
議長あいさつ

① 令和5年第3回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 ただいまより議会運営委員会を開会する、議長は県町村議会議長会の会長として、関東町村議会議長会の事業に参加されているため欠席である。副議長の羽根議員に出席していただくことをご承知おきされたい。これより議題に入る。令和5年第3回二宮町議会定例会の運営についてを議題とする。執行者側より説明をする。
- 総務課長 「令和5年第3回二宮町議会定例会上程議案説明資料」に基づく説明。
- 委員長 これより質疑に入る。質問があれば挙手をお願いする。なければ次に事務局から「議事及び会期日程（案）」について説明をお願いする。
- 事務局長 「令和5年第3回二宮町議会定例会議事及び会期日程（案）」について資料に基づく説明。
- 委員長 ただいま局長から説明があった中で、協議を要する事項について委員の皆さままで協議をしていただきたい。協議の前に今の説明の中で質問、確認事項があったら先にそちらを伺う。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

委員長 それでは協議に入る。扱いについては陳情4件である。1つ目、現行の(紙の)健康保険証の存続を求める陳情である。趣旨説明はあり、教育福祉常任委員会に付託もしくは机上配付ということになる。意見があればどうぞ。

小笠原 ぜひ審査していただきたい。

委員長 審査するべきという意見である。他に意見はあるか。なければ教育福祉常任委員に付託させていただく。出席者は担当部長以下でよろしいか。

(「はい」との声あり。)

委員長 2つ目である。令和6年度における「重度障害者医療費助成制度」継続に関する陳情である。趣旨説明はない。取り扱いについてご意見を伺う。同様の陳情は前回机上配付だったそうである。

松崎 前回も同様の陳情があって、趣旨説明がないことがポイントになったと記憶している。私の身近なところで経験があれば分かるが、身近に接している方が少なくともこの中にもいらっしやらない。陳情者が趣旨説明にもいらっしやらないので、なかなか判断することが難しいのではないかと思う。前回と同じにすべきではないかというのが私の意見である。

委員長 机上配付という意見が出た。他にあるか。

一石 医療費助成制度だが、非常に大きな問題で苦しまれているという陳情に対して、議論しないというのは、私はよくないと思う。慢性腎臓病や糖尿病の方は非常に多いので、苦しまれて陳情を出されている問題に対して、担当課や議員で取り上げて議論すべきだと思う。

委員長 教育福祉常任委員会に付託して議論すべきだという意見もあるが、他の方がいかか。ご意見がなければ賛否を問うことになる。委員の中で取り扱いについて挙手をお願いする。松崎委員の机上配布、一石委員の付託の二択をお願いする。机上配付でよいと思われる方の挙手をお願いする。

(挙手4名)

委員長

4名の方が挙手された。過半数を超えているので机上配付とさせていただきます。3つ目の令和6年度における「透析患者の通院への助成」に関する陳情だが、同じく趣旨説明はない。付託するか机上配付するか意見を賜りたいと思う。

松崎

繰り返しになってしまうが、透析の患者さんの通院も大変だと思う。ただ私の身近なことで起こっていることであればあんなのが大変だな、こういうのが大変だなと言える。具体的に言うと高齢者の病院の付き添いは、私はすごく大事だと思っている。そういう問題だと私もよく分かっているので積極的に委員会付託と言えるが、私自身が不勉強でよく分からない部分がある。ぜひ趣旨説明に来ていただきたい。趣旨説明に来ていただいた時に、いろいろ聞きたいと思う。先ほどの結論と同じになるが、そのようなことで残念ながら机上配付だと思っている。

委員長

机上配付ということだが他の方はいかがか。

一石

私は分からなかったら調べるのが議員の仕事だと思う。透析患者は非常に多いし、医療費がすごくかかると知っている。今の高齢化社会では医療費は膨れ上がって、どうしていったらよいか根本的な議論の時になっている。しかしながら、こういう陳情が出た時に話を聞かないというのは、ないのではないかなと思うので審査すべきだと思う。

委員長

他にご意見あるか。なければ先ほどと同様に挙手をお願いします。机上配付でよいという方の挙手をお願いします。

(挙手4名)

委員長

4名の挙手で過半数を超えているので机上配付とさせていただきます。4の政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情については、趣旨説明はない。ご意見があればどうぞ。

小笠原

趣旨説明がなく、この陳情はいろいろなエリアに出ているようだが、この文章のあり方はうちの町に果たして合っているかというのもあるので、陳情者に伺いたいところだ。これはまさしくそういう陳情だと思うので私は机上配付でよいのではないかなと思っている。

委員長

机上配付という意見だが、他に意見のある方どうぞ。

大沼

全国的にこの話は聞くが二宮町で職員の方にこのような影響があるのかどうか聞いてみたいと思うので、付託を進めたい

と思う。

委員長

総務建設経済常任委員会に付託という意見もあった。他にご意見のある方どうぞ。

松崎

私も付託したいと思う。私は先ほど趣旨説明に来る来ないを基準で言っていたので、矛盾するのではと思う方もいらっしゃると思ったので、あえてマイクを握らせていただいた。趣旨説明にいらっしゃらなくても、私も身近なところで感ずるところがある。どういった状況か分かっているのでは是非について議論して、趣旨説明にいらっしゃらなくても分かっている部分もあるので、議論していきたいと思う。

一石

これを読んで私は議論すべきとは思わなかった。陳情項目の2番にある通り、政党機関紙の購読は個人の自由で制限されるものではない。また庁舎内の政治的中立への疑念というのがあるが、情報をなくすということが政治的中立性ではない。それから民主主義というのはいろいろな情報の中で、それを切磋琢磨しながら国民一人一人が判断する力を付けていくことである。庁舎内とか政治の中枢にかかわるところで、このようなことを議論するのはないと思っているのでこれは付託しなくてよいと思う。

委員長

その他のご意見ある方いるか。なければ先ほどと同様挙手をお願いします。最初に付託という意見があったので、総務建設経済常任委員会に付託して審査をするというご意見の方の挙手をお願いします。

(2名挙手)

委員長

2名である。机上配付でよいという方の挙手をお願いします。

(5名挙手)

委員長

5名が机上配付なので机上配付とさせていただきます。4件の陳情が出ていたが、1の健康保険証の存続だけ教育福祉常任委員会に付託、担当部長以下の職員の出席をいただき審査をするということになった。請願1件について皆様方にメール配信したが法的根拠のもとに行われる請願である。前回は平成26年恒道会の請願が提出されて以来の二宮町議会の請願となるので、皆さま方自治法、議員必携、先例確認等をご自身確認の上、審査に望んでいただければ幸いです。委員会付託は9月4日総務建設経済常任委員会を開催し、その後に教育福祉常任委員会

とする。

小笠原

説明者が来た場合待っていただかないために、前には教育福祉常任委員会を先にやっていたが、今回はやらないのか。

事務局長

神保様の要望を受けてもう一度皆さまで協議していただいた結果、そういうふうな融通をきかせるとトラブルになる場合があることも考えて、総務と教育の順番は崩さないのご了承をいただいて運用することに決めていると思うので、ご了承いただきたいと思う。

委員長

今議事録を確認しているが確かにそういう議論を議会運営委員会ですべて、変わってしまう可能性がある中で、おおよその時間もお伝えできないということで総務、教育の順に進めていきたいと思いますと話合った経緯があったかと思うので、いろいろ事情があるが先に総務をやらせていただきたいと思う。会期日程等の事項についてだが局長の説明の通り、陳情の取り扱い等々ご異議なしでよろしいか。

(「はい」との声あり)

ではそのように決定させていただく。執行者の退席をお願いします。

② その他

委員長

その他の案件について協議、確認を行う。9月定例会に向けての資料を開いていただく。議会運営委員会の調査研究会において様々な議論をさせていただいた。その内容をまとめているので異議がなければこのように決定をさせていただきたい。1番目の一般質問の時間についてである。9月議会から次の先例確認が変わるまでだが、一般質問の1件の通告の方は持ち時間を30分、2件以上については50分とさせていただきたい。30分の往復で1時間ぐらいになるのが、実績として聞きやすいという意見があった。2件以上の40分はあまりにもきついという意見が大半だったので、10分延長で考えている。以前、議会運営委員会の前に質問者の人数を確認して、調整を図ってみようかという意見があったが、本日が議運でこれから通告が締め切りになるので非常にあやふやな情報の元、進めることになってしまうので、この件については今後予定をしない。一般質問の時間についてご意見、若しくは何かあったら挙手をお願いします。

(「なし」との声あり)

委員長

なしとのことで休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

14 時 07 分

《 暫時休憩 》

14 時 08 分

委員長

休憩前に引き続き会議を開催する。2 番目である。定例会最終日の開会時間についてである。先ほどご異議なしとのことで決定したが最終日は 13 時ではなく、13 時 30 分から始めた方がよいという意見があった。理由は 2 つあり、職員が 12 時 45 分から準備を始めるとい実情があり、休み時間をきちんと取らせるべきだということである。また、議会内においても午後の会議が 1 時半からが多いので非常に間違いやすく、遅刻をしてしまう可能性もあるということで、13 時 30 分開会とさせていただく。3 番目は委員会等の進行について確認事項になる。4 点、陳情審査、審議時等不採択と発言する場合があるが、採択と不採択が非常に分かりにくいので皆さま方にお願いが、不採択の場合は不で 1 回止めていただくよう意識していただきたいと思う。2 目である。委員長は傍聴議員の発言を許可する前に、1 回とか 3 問とか 3 回とか条件を示していただきたい。前回もあったがコロナでいろいろと対応を変えていたが今回どうやって行くのか実際分からなくて質問の仕方が分からないことがあった。委員会運営は委員長に任されるが、傍聴議員が発言する時はその条件をおっしゃっていただいたあと、発言許可をいただきたいと思っている。3 目である。委員長が委員個人として発言をする場合は、進行を副委員長に代わっていただきたい。委員長は委員会をまとめる役で個人的な見解、個人的な賛否を表明するものではない。しかしながら委員として発言ができるので区別したいということもあるので、委員長が質疑とか討論する場合は副委員長に進行役を変わっていただき、指名を受けてから発言をするということで進めさせていただく。議事録を取るにしても録音上とても重要になるのでよろしく願います。4 目である。委員会の勉強会の呼び方は調査研究会と統一する。4 番目である。前回からの持越し事項の確認である。3 つある。発言の取り消し、議事録の削除、訂正について二宮町議会として規則を設けるべきではないか。また規則を設けた方がよいのではないかという意見があったので、それについての協議になる。結論としては新たな基準は設けないが二宮町会議規則 60 条、議員必携 141 ページにある発言の取り消し、または訂正に準じて二宮町議会も行うので、皆さま方も今 1 度ご一読をお願いする。2 目である。一般質問

の最初の答弁は町長が行うべきであるという継続審議があった。これについては委員会としてそのほうがよいという結論に達したが、執行者側のことでもあるので、ここで確認が取れたら一度執行者側へ打診することとする。3つ目である。議長の不適切発言についてである。第1回定例会第7日目3月6日だが、政治倫理推進特別委員会の正副委員長決定までの経緯及び議長発言に不適切な部分があり、第2回定例会後に議会運営委員会で検証するとしていたが、この問題について5月の全協において議長より、発言が適切でなかった旨の謝罪があり、議員間では自覚不足、全議員の反省との意見で終了していることから、改めて今回は検証しないこととなった。3,4番について質問、ご意見があればどうぞ。特にないか。暫時休憩にする。

14時14分
《暫時休憩》
14時14分

委員長

休憩前に引き続き会議に戻る。5番目である。確認事項で、改めてということになる。前回の確認事項である。1つ目で、総括質疑の4回目の最後の発言だが要望ではなく、1分程度にまとめてお願いしたいと思う。2つ目である。予算・決算審査特別委員会の質問事項は、あらかじめ執行者側と共有しておくことを基本とするが、通告以外の質問が不可能ということではないので、積極的な質問をお願いします。3つ目である。予算・決算審査特別委員会の会議録についてである。会議録が作成された後は委員による校正を行うものとする。前回から始めている。6つ目その他である。委員会に付託された議案、陳情等における委員長報告における言葉を修正する。委員長報告において可決の場合は可決すべきもの、若しくは採択すべきものと表現を改める。9月上旬予定の温水プール廃止に関する条例改正議案を即決とするのは、先ほど局長の日程の中でご異議ないのでその通りとする。その他だが、二宮町議会における情報通信機器の使用基準を訂正したいと思うが、これについては執行者側から一部説明をお願いします。

庶務課長

二宮町議会における、情報通信機器の使用基準ということで付けさせていただいた。平成28年8月1日から施行されている。議員の皆さまにおいて情報通信機器は使えるようになっていたが、町職員についてはここから外れていた。その後執行者側の方でも職員のパソコンの持ち込みはできないかというところで、提案させていただいた。使用基準の中の5番の適用範囲というところで、会議に出席する議会議員及び町職員という形で入れさせていただき、職員の方も適用させていただいたら

と思っている。今の想定だが議場においてはスペースの問題、パソコンの台数の問題もあるので難しいが、まず9月の決算委員会の時にパソコンの持ち込みをさせていただき、不要な紙の削減とかそういったものにつなげていけたらと思うので、ご協議よろしく願います。パソコンについては最大限4台が用意できるというところで、職員全員とか、10台とかそういった数のパソコンが用意できないので、各課4台用意させていただきながら、その台数で各課の中で使用していただきたいと今のところ想定している。

委員長

この件について確認、ご意見あるか。

(「なし」との声あり)

委員長

ないようなのでお手元に資料を配布させていただいていくが、8月22日付の改正ということで「及び町職員」の文言を追記するというので、決定させていただく。以上で議題は終了である。その他で何か皆さまからご提案、ご意見等あったら発言をお願いします。特にないか。暫時休憩にする。

14時19分

《暫時休憩》

14時19分

委員長

休憩前に引き続き会議に戻る。ないようなので議会運営委員会を閉会する。

閉会 14時19分